

# FAX送信サービス F-ネコ利用約款

ヤマトシステム開発株式会社(以下「当社」といいます)は、「FAX送信サービス F-ネコ利用約款」(以下「本約款」といいます)を、以下の通り定めます。

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

本約款は、「FAX送信サービス F-ネコ」(以下「本サービス」といいます)の利用に関し、当社および本約款第2条(用語の定義)で定義する契約者に適用されるものとします。

- 2 本約款の他に当社が、契約者に発する第3条(契約者への通知)所定の通知およびその他の利用条件等の告知(以下、併せて「諸規定等」といいます)は、名目の如何に関わらず、本約款の一部を構成するものとします。
- 3 本約款本文の定めと諸規定等の定めが異なる場合は、当該諸規定等の内容が優先して適用されるものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 本サービス	当社の電子機器と通信機器を利用した、ファクシミリ送信サービス
(2) 利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
(3) 契約者	当社と利用契約を締結している法人
(4) 契約者設備	本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備、ファクシミリ装置、パソコンその他の機器およびソフトウェア
(5) 申込者	当社と本サービスの利用契約を希望する法人
(6) 通信回線	電気通信事業者が提供する公衆通信回線、専用通信回線または当社の提供する通信回線
(7) 電気通信事業者	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定に基づく登録を受けた者および同法第16条第1項の規定に基づく届出をした者

### 第3条 (契約者への通知)

当社からの契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

- 2 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知はその内容が当社運用サービス用設備に入力された日に行われたものとします。

### 第4条 (約款の変更)

当社は、この約款を随時変更することがあります。この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の「FAX送信サービス F-ネコ利用約款」によります。

### 第5条 (合意管轄裁判所)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第6条 (準拠法)

本約款および諸規定等に関する準拠法は、日本法とします。

## 第7条（協議）

本約款および諸規定等に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議することとします。

## 第2章 サービスの内容等

### 第8条（本サービスの変更）

当社は、本サービスの内容の一部または全部の変更および追加するときは、変更および追加の1箇月前までに、その旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 2 当社は、本サービスの質的改善のため、利用者への通知を要することなく本サービス用設備を変更することができるものとします。ただし、当該設備変更が契約者の受ける本サービスに影響のある場合は、あらかじめその内容などを契約者に通知するものとします。

### 第9条（契約者の設備）

契約者は、本サービスを利用するにあたり本サービスに適合するファクシミリ装置を設置するものとし、台数および設置場所について、当社に対し事前に連絡するものとします。

- 2 契約者は、ファクシミリ装置の台数および設置場所を変更するときには、当社に対し事前に連絡するものとします。
- 3 本サービスの専用Webページの利用環境は別紙1の「サービスご利用要件」に記載のとおりとします。

### 第10条（通信回線）

本サービスにおけるデータ通信回線は、電気通信事業者の提供する公衆通信回線、専用通信回線または当社の提供する通信回線などにより行うものとします。

- 2 契約者に設置された契約者設備と電気通信事業者の電話取扱局交換設備とを接続するための電気通信事業者が提供する公衆回線、専用通信回線、加入電話などの契約の締結ならびにこれらの回線または加入電話の設置、使用および管理は契約者の責任とし、その全ての費用は契約者の負担とします。また、当社の提供する通信回線を利用する場合も同様とします。

### 第11条（提供区域・時間）

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

- 2 本サービスの利用可能時間は毎日0時から24時までとします。ただし、当社は以下の各号に該当する場合、サービスの提供を停止することがあります。
  - (1) 本約款第27条（利用の制限）に該当する場合
  - (2) 本約款第28条（保守等による提供の中止）に該当する場合
  - (3) 本約款第29条（利用の停止）に該当する場合

### 第12条（本サービスのサポート）

当社は、契約者の本サービスの利用方法に関する問合せを、月曜日から金曜日まで（国民の祝祭日、年末年始、当社の休日を除く）の9:00～17:50の間に電話もしくはE-Mailで受け付け、必要な回答及び助言を行うものとします。ただし、これらの回答及び助言は、契約者の問合せ内容の全ての解決を保証するものではありません。

### 第13条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を一時的または永続的に廃止することがあります。

- 2 当社は前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の3箇月前までにその旨を通知します。

### 第3章 利用契約の締結等

#### 第14条(利用申込の承諾と契約の成立)

利用契約は、当社所定の「FAX送信サービス F-ネコ利用申込書」による申込者の申込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込者による利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みの際に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (2) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは申込者が公租公課の滞納処分を受け、または支払いの停止もしくは仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立てがあるなど、債務の履行が困難と想定される時。
- (3) 申込者が、過去に利用契約を当社から解約されているとき、または利用契約の申込み時点において本サービスの利用を停止されているとき。
- (4) 申込者への本サービスの提供に関し、技術上または当社の業務遂行上の著しい困難が認められるとき。

#### 第15条(契約者の権利義務譲渡の禁止)

契約者は、当社の事前の書面による同意なくして、契約者としての地位を第三者に承継させ、或は利用契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせまたは担保に供してはなりません。

#### 第16条(契約者の名称等の変更)

契約者は、その法人名、または住所もしくは所在地を変更するときは、事前に当社所定の変更届を当社に提出するものとします。

- 2 前項に定めるもののほか、契約者は利用契約の申込みに際して当社に通知した事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項および変更予定日等を記入のうえ、変更予定日の1箇月前までに当社に提出するものとします。

#### 第17条(契約者が行う利用契約の解約)

契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社に対し解約の日の1箇月前(当該日が土曜、日曜、祝日の場合には直前の当社営業日)までに書面によりその旨を通知するものとします。

- 2 前項の場合において、その利用中に係わる契約者の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

#### 第18条(当社が行う利用契約の解約)

当社は、第29条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、停止の日から7日以内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

- 2 当社は、契約者が利用契約を締結した後において第14条(利用申込の承諾と契約の成立)の各号いずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定に係わらず利用契約を即時解約できるものとします。
- 3 当社は、契約者において2年以上の期間に亘って本サービスの利用がない場合、契約者が利用契約の継続を希望しないものと判断し、いつでも利用契約を解約できるものとします。
- 4 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、あらかじめその旨を当該契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 5 本条による契約解約は、当社の契約者に対する損害賠償請求の妨げにならないものとします。

## 第4章 利用料金

### 第19条(料金体系)

本サービスの利用料金は、以下の項目からなります。

(1) サービス費用

契約者が、本サービスの対価として支払う費用で、別紙2に定める「FAX送信サービス F-ネコ料金表」の通りとなります。

(2) 契約事項の変更に伴う費用

契約者のサービス利用状態変更に係わる費用で、別途当社が定める方法により契約者と協議のうえ書面で取り決めるものとします。

### 第20条(料金等の支払義務)

契約者は、当社に対し利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約までの期間について、前条に定める利用料金の額およびこれにかかる消費税相当額(あわせて以下「料金等」といいます。)の支払いを要します。

### 第21条(料金等の支払方法)

当社は、契約者が「FAX送信サービス F-ネコ利用申込書」にて申込み、当社が承諾したご請求締め日で締切り、料金等を契約者に対し請求するものとします。契約者は当該請求内容を確認のうえ、当社の指定する期日までに当社の指定する銀行口座に振り込み支払うものとします。ただし、指定期日が金融機関の休日にあたる場合は、その日を繰り上げるものとします。

2 前項の支払いに必要な振込手数料は、契約者が負担するものとします。

3 消費税額の算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は四捨五入するものとします。

### 第22条(遅延損害金)

契約者は、本サービスの料金等その他利用契約上の債務について支払を怠った場合には、指定期日の翌日から支払いの日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込手数料は、契約者が負担するものとします。

## 第5章 契約者の義務

### 第23条(ユーザーID等)

当社は本サービスを提供するにあたり、契約者と契約者その他の者を識別するためにユーザーID、発信元端末IDおよび宛先グループIDを提供します。

2 契約者は、ユーザーIDおよび発信元端末IDを第三者に開示、貸与したり、第三者と共有しないものとします。

3 契約者は、ユーザーIDおよび発信元端末IDを第三者に開示しないとともに、漏洩することのないよう管理するものとします。

4 契約者のユーザーIDおよび発信元端末IDにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなすものとします。ただし、当社の故意または過失によりユーザーIDまたは発信元端末IDが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

5 契約者は、ユーザーID、発信元端末IDおよび宛先グループIDを失念した場合、速やかに、当社所定の方法で当社に連絡するものとします。

6 契約者は、ユーザーID、発信元端末IDおよび宛先グループIDの窃用またはその可能性が判明した場合、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。その場合において、当社から指示あるときはそれに従うものとします。

7 契約者は、登録した宛先のFAX番号、宛先名称などに誤りがないことを常に確認し、宛先のFAX番号、名称の変更などに対して、適切に対応するものとします。

## 第6章 当社の義務等

### 第24条(当社の維持責任)

本サービスにおける当社の責任は、契約者が支障なく本サービスを利用できるよう善良なる管理者の注意をもってサービスを運営することに限られるものとします。

### 第25条(機密情報の保護)

当社は、契約者の書面による事前の承諾なくして本契約に関連して知り得た契約者固有の業務上、技術上、販売上の機密情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。ただし、次の各号に該当する情報については、機密情報からのぞくものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後機密情報を受領した当事者(以下「受領者」といいます)の責によらずして公知となったもの。
  - (2) 受領者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
  - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの。
  - (4) 開示された機密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの。
- 2 当社が、業務の処理を第三者に委託することにより、当該第三者が本条に規定する情報に接することになる場合には当該第三者に対して前項各号と同様の機密保持義務を課するものとします。
  - 3 本条の機密保持義務は、本契約の解約、解除後も存続するものとします。

### 第26条(法律・規則の遵守)

契約者は当社によって提供される本サービスを利用するにあたり、日本国の法律および規則に従い、契約者の業務に関する処理のみに使用するものとします。

## 第7章 利用の制限、中止および停止

### 第27条(利用の制限)

当社は、電気通信事業法第8条(重要通信の確保)に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

- 2 当社は、契約者が本サービス用設備に過大な負荷を生じる行為をしたとき、当該契約者の利用を制限することがあります。

### 第28条(保守等による提供の中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
  - (2) 電気通信事業者が提供する通信回線のサービスが中止された場合
  - (3) 当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
  - (4) 当社が本サービスの運用の全部または一部を中断することが望ましいと判断した場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第29条(利用の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても料金等を支払わない場合
- (2) 本約款の規定に違反した場合
- (3) 契約者に本サービスを提供することが、法律上または行政指導により禁止されたとき、または契約者が第三者に送信した内容が、第三者にとって迷惑行為とみなされ、紛争になった場合

- (4) 当月利用枚数累計が、契約者が申込時に申請した月間利用枚数を超えた場合
  - (5) その他、当社が不相当と判断する行為を行った場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止する際は、その理由、サービス提供停止開始日、および期間、サービス提供停止解除条件をあらかじめ契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第8章 損害賠償等

### 第30条(損害賠償)

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスまたは利用契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の子見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当該損害事由が生じた月の当該本サービスに係わる利用料金

### 第31条(免責)

本サービスまたは利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下のいずれかの事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
  - (2) 契約者設備の障害
  - (3) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
  - (4) その他当社の責に帰すべからざる事由
- 2 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

### 第32条(反社会的勢力との関係遮断)

契約者および当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- (2) 自らの役員(代表者、取締役または実質的に経営を支配する者)が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 利用契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前記に準ずる行為

### 第33条(表明違反の措置)

契約者または当社は、利用契約の有効期間内に相手方が前条の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、直ちに取引の全部または一部を停止し、または利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、取引の停止または

利用契約の解除に起因しまたは関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、取引を停止または契約を解除した当事者は、何ら責任を負わないとともに、契約を解除した当事者に損害等が生じた場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

#### 付則

1. この約款は2007年6月1日から実施します。

(改訂履歴)

2011年11月1日： 第2版発効

2014年4月20日： 第3版発効

2014年6月1日： 第4版発効

2014年11月10日： 第5版発効

2015年2月23日： 第6版発効

<別紙1>

## サービスご利用要件

● Webメンテナンス、WebからのFAX配信機能(f-neko.jp)の動作環境

1. OS Windows7、8(デスクトップモードに限る)
2. ブラウザ InternetExplorer 7.0、8.0、9.0、10.0

以上



<別紙2>

(2015年2月23日 現在)

## FAX送信サービス F-ネコ料金表

(税別)

細目	料金	
	昼間	夜間
日本国内 固定電話回線宛 送信料金(A4・B4)	24円/枚	18円/枚

※ 枚数とは送信を行ったFAX番号の宛先に対して、正常に着信した場合のFAX画像の枚数になります。

※ 昼間とは午前8時から午後6時59分、夜間とは午後7時から午前7時59分までをさします。

以上